

## INSURANCE NEWSLETTER

2018年12月号 (Vol.1)

森・濱田松本法律事務所 保険プラクティスグループ

(編集責任者：弁護士 増島 雅和、弁護士 吉田 和央)

- I. 保険に関するニュース：2018年7月～
- II. 広島高判岡山支部平成30年3月22日～保険契約に対する暴力団排除条項の適用を正面から認めた初の裁判例～

INSURANCE NEWSLETTER では、保険に関するニュースとともに、近時のトピックをご紹介します。初回のトピックとしては、公表事例として保険契約に対する暴力団排除条項の適用を正面から認めた初の裁判例（広島高判岡山支部平成30年3月22日金融法務事情2090号71頁）を取り上げます。

### I. 保険に関するニュース：2018年7月～

- 金融庁は、中小企業経営者向けの死亡定期保険の一部商品の設計について、合理性や妥当性を欠くとして、生命保険業界に設計の見直しを求めたと報道されています（2018年12月6日朝日新聞）<sup>1</sup>。
- 金融庁は、2018年11月30日、オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法を追加する「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」を公表しました<sup>2</sup>。
- 金融安定理事会（FSB）は、2018年11月14日、保険監督者国際機構（IAIS）の提案する保険のシステミックリスク枠組みを考慮し、2018年にグローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の特定をしないことを決定しました<sup>3</sup>。
- 金融活動作業部会（FATF）は、2018年10月25日、「生命保険セクター向けリスクベースアプローチ・ガイダンス」（原題：Risk-based Approach Guidance for the Life Insurance Sector）を公表しました<sup>4</sup>。
- 金融庁は、2018年10月15日、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」を策定しました<sup>5</sup>。
- 金融庁は、2018年9月26日、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成30事務年度）～」を公表しました<sup>6</sup>。

<sup>1</sup> <https://www.asahi.com/articles/ASLD555TLLD5ULFA020.html>

<sup>2</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130/20181130.html>

<sup>3</sup> <http://www.fsb.org/wp-content/uploads/R141118-2.pdf>

<sup>4</sup> <http://www.fatf-gafi.org/publications/fatfrecommendations/documents/rba-life-insurance.html>

<sup>5</sup> [https://www.fsa.go.jp/news/30/dp/compliance\\_revised.html](https://www.fsa.go.jp/news/30/dp/compliance_revised.html)

<sup>6</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/30/20180926.html>

## INSURANCE NEWSLETTER

従来の「金融レポート」と「金融行政方針」が統合されたものです。

- 金融庁は、平成 30 年 9 月 21 日に行われた生命保険協会との意見交換会及び同月 20 日に行われた日本損害保険協会との意見交換会において金融庁が提起した論点を公表しました<sup>7</sup>。外貨建保険に関して、支払保険料に対する運用利回りの記載がなく、顧客が「積立利率」を支払保険料に対する運用利回りと誤認するおそれがあるなどの実態が確認されたとの金融庁の問題意識が示されています。
- 損害保険協会は、2018 年 9 月 18 日、自動運転に関する特設ページを開設しました<sup>8</sup>。
- 保険監督者国際機構（IAIS）は、2018 年 7 月 31 日、「国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み（ComFrame）の全体」に関する市中協議文書を公表しました<sup>9</sup>。
- 保険監督者国際機構（IAIS）は、2018 年 7 月 31 日、「国際資本基準（Risk-based Global Insurance Capital Standard Version 2.0（ICS Version 2.0）」に関する市中協議文書を公表しました<sup>10</sup>。
- 保険監督者国際機構（IAIS）及び持続可能な保険フォーラム（SIF）は、2018 年 7 月 31 日、「保険セクターにおける気候変動リスクに関するイシューペーパー（Issues Paper on Climate Change Risks to the Insurance Sector）」を公表しました<sup>11</sup>。
- 金融庁は、平成 30 年 7 月 20 日に行われた生命保険協会との意見交換会及び同月 19 日に行われた日本損害保険協会との意見交換会において金融庁が提起した論点を公表しました<sup>12</sup>。外貨建保険商品の販売について、「投資信託など他の金融商品との比較において、顧客の真のニーズに基づいた販売になっているのか。先に発表した投資信託の販売に係る共通 KPI など念頭に、いかなるモニタリングを行うべきかを引き続き検討したい。」との金融庁の問題意識が示されています。

## II. 広島高判岡山支部平成 30 年 3 月 22 日～保険契約に対する暴力団排除条項の適用を正面から認めた初の裁判例～

広島高判岡山支部平成 30 年 3 月 22 日金融法務事情 2090 号 71 頁は、保険契約者である会社の代表取締役が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとして、暴力団排除条項に基づく解除は有効であると判示した原審（岡山地判平成 29 年 8 月 31 日金融法務事情 2090 号 76 頁）の判断を是認しました。

<sup>7</sup> [https://www.fsa.go.jp/common/ronten/index\\_2.html](https://www.fsa.go.jp/common/ronten/index_2.html)

<sup>8</sup> [http://www.sonpo.or.jp/news/release/2018/1809\\_10.html](http://www.sonpo.or.jp/news/release/2018/1809_10.html)

<sup>9</sup> <https://www.iaisweb.org/page/consultations/current-consultations/overall-comframe-including-ics-version-20/file/76108/draft-overall-comframe-for-public-consultation>

<sup>10</sup> <https://www.iaisweb.org/page/consultations/current-consultations/ics-version-20/file/76124/ics-version-20-public-consultation-document>

<sup>11</sup> <https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/issues-papers/file/76026/sif-iais-issues-paper-on-climate-changes-risk>

<sup>12</sup> [https://www.fsa.go.jp/common/ronten/index\\_2.html](https://www.fsa.go.jp/common/ronten/index_2.html)

## INSURANCE NEWSLETTER

## 1. 事案の概要

本件は、Y1（生命保険株式会社）及び Y2（損害保険株式会社）が、それぞれ X（舗装工事、土木工事等を目的とする株式会社）との間で締結した各保険契約（以下「本件各保険契約」といいます）について、X の代表取締役の A が暴力団の会長 B と社会的に非難されるべき関係があることを理由に、暴力団排除条項に基づき解除を行ったところ、X が当該解除の有効性を争って保険契約者たる地位を有することの確認を求めた事案です。

裁判所で認定された X 及び A と反社会的勢力（暴力団の会長）B との関係の概要は、次の通りです。

- A は、C と共に飲食店において飲食をしていたところ、当時、同店に居合わせた B（A の中学時代の知人であり、暴力団の会長）が、C の態度に腹を立て、C に対しコップを投げ付けた上、「やくざなめんとんか。若い衆連れて来ちやる。」などと申し向けたうえ、C は、B が投げ付けた上記コップで右手に怪我をした。
- A は、B に対し、「俺の顔に免じて、この場はおさめてや。」などと言い、その場を収めるとともに、C に対しては、警察沙汰にしないよう言い、C にその旨約束させたが、翌日、C が警察に被害申告したことから、B は傷害容疑で逮捕された。後日、C は、暴力団関係者に連れられて警察署に出頭し、上記被害申告に係る被害届を取り下げたが、B は起訴されて罰金刑を受けた。
- A は、C に対する恐喝の疑いで逮捕された。被疑事実は、A が、上記傷害事件で B が逮捕され罰金刑を受けたことに因縁を付け、迷惑料名目で C に対する工事代金の支払を免れようと企て、C に対し、「何で会長のことで警察に飛び込んだんなら」「その件で会長は弁護士費用や罰金などがいったんじゃ」「会長にかかった弁護士費用など 30 万円を支払ってもらえ」「警察に飛び込んだ傷害事件の迷惑料じゃ」「後々、若い衆が来ても困ろうが」「何じゃ言うても、会長は b 組の直参じゃ、現役なんじゃけえ」などと B の属性と威力を告知するなどして畏怖させ、工事代金の一部である 30 万円の回収を断念させ、その支払を免れて財産上不法の利益を得た、というものであった。逮捕後、A は C との間で和解契約書を取り交わした。
- その後、A が代表取締役を務める X について、「有資格者、有資格者の役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している」旨の通報が甲県警察本部刑事部長から甲県土木部長に対しなされ、甲県は、甲県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づき、X を入札指名業者から排除する旨の措置を行った。

Y1 が本件各保険契約の解除の根拠とした暴力団排除条項は、次の通りです（Y2 の約款にも同様の条項が置かれており、以下「本件排除条項」といいます）。

## INSURANCE NEWSLETTER

## &lt;Y1の普通保険約款（抜粋）&gt;

## 第18条（重大事由による保険契約の解除および保険金の不支払等）

1 当社は、次の（1）から（6）のどれかに該当する事由が発生した場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

（略）

（5）保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の（ア）から（オ）のどれかに該当する場合

（略）

（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

## 2. Xの主張

Xの主張の概要は、次の通りです。

- 本件排除条項の規定は曖昧かつ広範である上、保険契約者であるXに不利な特約であるから、保険法30条、57条の趣旨に鑑み、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限り適用される規定と限定的に解釈すべきである。
- 本件では、AとBが飲食を共にすることがあったとしても、保険金不正請求を招来する蓋然性はなかったものであり、「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している」とは認められない。

## 3. 裁判所の判断

岡山地方裁判所（原審）は、次の通り判示して、本件排除条項に基づく本件各保険契約の解除は有効であるとししました。

- 本件排除条項の趣旨は、反社会的勢力を社会から排除していくことが社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であることに鑑み、保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保することにあると解されるところ、その趣旨は正当なものとして是認できる。
- このような本件排除条項の趣旨に鑑みれば、本件排除条項は、保険金の詐取のような場合とは異なり、公共の信頼や業務の適法性及び信頼性の観点から、外形的な基準によって、これらを害する恐れがある類型の者を保険契約者から排除しようとしたものといえ、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限り適用される規定と限定的に解釈すべきとするXの主張は採用できない。
- 本件排除条項は、「社会的に非難されるべき」という文言をもって適用範囲が限定されているし、規範的要件があることから直ちに曖昧かつ広範ということもできない。その文言上からも、本件排除条項が、例えば、暴力団と交際していると

## INSURANCE NEWSLETTER

単に噂されているとか、暴力団員と幼なじみの間柄という関係のみで適用されないことは明らかである。

- 本件については、AとB（暴力団の会長）の関係は、もはや単なる中学時代の知人同士という幼なじみの人間関係の延長線上にあるものとはいえ、社会的に非難されるべき関係」と評価すべき域に達するものと解するのが相当である。

広島高等裁判所岡山支部（控訴審）も、原審の判断を是認し、本件各保険契約の解除は有効であると判示しました（本件は確定しています）。

特に、本件排除条項の「社会的に非難されるべき関係」の意義について、①反社会的勢力に該当すると認められること、②反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められること、③反社会的勢力を不当に利用していると認められること等に準じるものであって、反社会的勢力を社会から排除していくことの妨げになる、反社会的勢力の不当な活動に積極的に協力するもの、反社会的勢力の不当な活動を積極的に支援するもの、反社会的勢力との関係を積極的に誇示するもの等を意味するとの解釈を示しています。

#### 4. 本裁判例の意義

##### (1) 保険法との関係

保険法 30 条は、次の通り、損害保険契約を解除できる場合を重大事由に限定しており、同法 33 条はこの取扱いを片面的強行規定（保険契約者や被保険者に不利に定めることができないもの）と定めています（生命保険に関する同法 57 条、65 条も同様に定めています）。

##### <保険法（抜粋）>

##### （重大事由による解除）

第三十条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、損害保険契約を解除することができる。

- 一 保険契約者又は被保険者が、保険者に当該損害保険契約に基づく保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- 二 被保険者が、当該損害保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者又は被保険者に対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする重大な事由

##### （強行規定）

第三十三条 第二十八条第一項から第三項まで、第二十九条第一項、第三十条又は第三十一条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なものは、無効とする。

## INSURANCE NEWSLETTER

本件排除条項のような暴力団排除条項は、保険法 30 条の重大事由のうちバスケット条項（同条 3 号に定める「保険契約の存続を困難とする重大な事由」）を具体化したものであるとの解釈が一般的です。そうすると、本件排除条項が定める「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること」がそうした重大事由として認められるか否かが問題となります<sup>13</sup>。

確かに、同条 1 号や 2 号は故意の事故招致や詐欺といった保険金不正請求に関するものであり、X はこうした点も踏まえ、同条 3 号該当性が問題となる本件排除条項についても、保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある場合に限り適用される規定と限定的に解釈すべき旨主張するものと理解できます<sup>14</sup>。

もっとも、同条 3 号は、その文言上保険金不正請求に限定されていませんし、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること自体、典型的に保険金不正請求の可能性を高めるとの考え方もあり得ます。

本裁判例は、本件排除条項と保険法 30 条（57 条）との関係について具体的な判断は示していませんが、上記の通り本件排除条項を限定解釈すべきとする X の主張を排斥し、**外形的な基準**によって、これらを害する恐れがある**類型**の者を保険契約者から排除しようとしたものと解していますので、後者に近い考え方を採っているものと評価できます。

### (2) 「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」の意義

本裁判例の意義として、保険契約の暴力団排除条項における「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」の意義について規範を提示するとともに、そうした規範を具体的な事実関係（A と B が親しい関係にあったことに加え、A が B の属性と威力を借りて、C に対する工事代金の支払を恐喝により免れようとしたことなど）にあてはめて、「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」への該当性を認定し、本件各保険契約の解除を有効と判示した点が挙げられます。

反社会的勢力そのものに該当するかはデータベースや警察照会等に基づいて比較的容易に認定できる一方、「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」を有しているかは個別事情に基づく判断が求められるため、こうした判示は実務対応を行う上でも参考になります。

### (3) 本裁判例の射程

本裁判例は、生命保険契約及び損害保険契約の解除について争われた事例であり、その射程は両者の区別なく広く及ぶと考えられます。

ただし、本裁判例は暴力団排除条項に基づく保険契約の解除の私法上の有効性を

<sup>13</sup> 暴力団排除条項と重大事由解除の関係に関する議論の状況については、山下友信＝永沢徹編著『論点体系 保険法 1』288～289 頁（第一法規、2014）〔山下典孝〕にまとめられています。

<sup>14</sup> 萩本修編著『一問一答 保険法』99 頁（有斐閣、2009）は、同条 3 号が設けられた趣旨について、同条 1 号や 2 号に「準じるような、保険者の信頼を損なう行為はあり得るところであり、そうした行為の結果として保険契約の存続が困難となる場合には、こうした不正利用事案に適切に対処するため」と解説されています。

## INSURANCE NEWSLETTER

判示したものにすぎず、同種事案において暴力団排除条項に基づく契約解除が常に義務付けられるものではないと考えられます。

保険会社においては、反社会的勢力の排除に向けた取組みが求められる一方、例えば、損害保険のうち賠償責任保険については、保険契約者及び被保険者の損害の填補のみならず、被害者救済の機能も有するところ、暴力団排除条項に基づく解除が一律に義務付けられてしまうと、被害者救済を図ることができなくなる可能性があります（保険会社向けの総合的な監督指針 II-4-9-2 参照）。こうした被害者救済の要請は、預金取引などの他の金融取引における反社会的勢力の排除とは異なる考慮を要する点といえます。

弁護士 吉田 和央

☎ 03-6266-8735

✉ [kazu.yoshida@mhmiapan.com](mailto:kazu.yoshida@mhmiapan.com)

弁護士 立入 寛之

☎ 03-6213-8158

✉ [hiroyuki.tachiiri@mhmiapan.com](mailto:hiroyuki.tachiiri@mhmiapan.com)

弁護士 林 幸賢

☎ 03-5223-7706

✉ [yukimasa.hayashi@mhmiapan.com](mailto:yukimasa.hayashi@mhmiapan.com)

## 文献情報

- 論文 「【解説】InsurTech（インシュアテック）とは？概要と法的問題」  
掲載誌 The Finance  
著者 吉田 和央
- 本 『日経 FinTech FinTech 世界年鑑 2018-2019』（2018 年 4 月刊）  
出版社 日経 BP 社  
著者 増島 雅和、堀 天子、石川 貴教、白根 央、飯島 隆博
- 論文 「遺伝情報の「危険選択」への利用は許されるのか」  
掲載誌 REGULATIONS 2018 June vol.13  
著者 吉田 和央
- 論文 「インシュアテックの潮流と変革されるべき規制・実務慣行」  
掲載誌 週刊金融財政事情 3265 号  
著者 増島 雅和

## INSURANCE NEWSLETTER

- 論文 「The Financial Technology Law Review Edition 1 - Japan Chapter」
- 掲載誌 The Financial Technology Law Review Edition 1
- 著者 岡田 淳、堀 天子、飯島 隆博

### NEWS

- Chambers Asia Pacific 2019 にて高い評価を得ました

Chambers Asia Pacific 2019 で、当事務所は日本における 15 の分野で上位グループにランキングされ、Insurance 分野で、増島 雅和が日本を代表する弁護士に選ばれました。当事務所のバンコクオフィス及びヤンゴンオフィスにおいても上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が高い評価を得ております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、GENERAL BUSINESS LAW: INTERNATIONAL FIRMS — MYANMAR の分野でランクインし、ヤンゴンオフィスの代表である武川 丈士が日本人として唯一ランクインしております。

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com